

2017年12月1日  
KEBハナ銀行 在日支店

## 2018年1月1日から預貯金口座へのマイナンバー(個人番号)付番と 特定個人情報の利用目的変更のお知らせ

2015年9月に公布された「個人情報の保護に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(改正番号法)等に基づき、預貯金口座へのマイナンバー(個人番号・法人番号)の付番が2018年1月1日から開始されます。

この法令改正を受け、個人情報保護法第15条第2項および第18条第3項を踏まえ、預貯金口座へのマイナンバー(個人番号)を付番する事務が、2018年1月1日より、当行の特定個人情報の利用目的に追加となります。

従いまして、2018年1月1日以降、新規で預金口座を開設されるお客様、あるいは預金口座をお持ちで海外送金等、その他のお取引がないお客様につきましても、マイナンバー(個人番号)提出のご協力をお願いいたします。

なお、預金口座への付番を目的としたお客様によるマイナンバー(個人番号)のご提出は任意です。

### 預貯金口座付番とは

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(マイナンバー法)等が改正され、2018年1月1日以降、お客様の氏名・住所等を含む預貯金に係る情報をお客様のマイナンバー(個人番号)及び法人番号によって検索可能な状態で管理することが銀行等に義務付けられました(預貯金口座付番)。これに伴い、銀行等は、口座開設などに際し、お客様に個人番号等の提供のご協力を依頼することになります。

以上